

審判規定

1. 競技の審判は全て、心身統一合氣道会の定めた「審判基準表」に基づき加点方式にて行う。
2. 競技の審判は全て、競技場一面につき心身統一合氣道会が任命した審判員（主審判員 3 名・体技審判員 3 名・副審判員 2 名）の 8 名で審判を行う。
3. 各審判員の配置は会場図の定める通りとし、主審判員が配置されている個所をコーナーと呼ぶものとする。
4. 競技の得点は 10 点満点とし、配点は、主審判員が 6.0 点満点、体技審判員が 2.4 点満点、副審判員が 1.6 点満点とする。
5. 主審判員は、主審判基準表に基づき、バランス（不動心）・リズム（緩急律動）・ラージネス（氣力充実）を審判する。
6. 体技審判員は、体技審判基準表に基づき、競技を審判する。
7. 副審判員は、副審判基準表に基づき、競技を審判する。
8. 審判の際、競技の進行や審判に不明な点がある場合は、主審判長はその判断で競技を一時中断し、各審判員を集め審議を行うことができる。
9. 得点の集計方法は下記の手順によって行う。
 - (1) 主審判員 3 名の平均得点と体技審判員 3 名の平均得点を主得点とする。
 - (2) 副審判員の得点を集計したものを副得点とし、主得点に副得点を加算したものを総得点とする。
10. 出場組の得点が同点となった場合は、下記の要領で順位を決定する。
 - (1) 規定秒数により近い組を上位とする。なお、規定秒数との差を比較し 1.00 秒以内は同位とする。
 - (2) (1) 項をもっても同位の場合は、主審判員 3 名の合計得点の高い組を上位とする。
 - (3) (2) 項をもっても同位の場合は、体技審判員 3 名の合計得点の高い組を上位とする。
11. 競技部門は、学校部門は中等部・高等部・大学部に、道場部門は Under-15・Under-18・Under-24 に分かれる。
12. 種目は、個人種目と団体種目に分かれる。個人種目では個人競技用の指定体技を行う。団体種目では、団体競技用の指定体技を行う。
13. 表彰は、競技部門ごとに表彰する。個人種目・団体種目ともに、8.50 点以上の出場組を入賞の選考対象とする。選考対象の内、各部門の上位 3 組までにおいて、1 位を金賞、2 位を銀賞、3 位を銅賞とする。ただし、高等部と Under-18・大学部と Under-24 では、8.80 点以上を金賞の選考対象とする。なお、出場組数が 20 組以上の種目においては、出場組多数のため上位 6 組までを入賞の選考対象とする。
14. 個人種目で、中等部と Under-15、高等部と Under-18、大学部と Under-24 のそれぞれで、全種目に出場し、その合計得点が最高得点の選手を最優秀賞に表彰する。
なお、対象者の得点が同点となった場合は、下記の要領で最優秀賞を決定する。
 - (1) 規定秒数により近い者を上位とする。なお、規定秒数との差を比較し 1.00 秒以内は同位とする。
 - (2) (1) 項をもっても同位の場合は、主審判員 3 名の合計得点の高い者を上位とする。
 - (3) (2) 項をもっても同位の場合は、体技審判員 3 名の合計得点の高い者を上位とする。
15. 団体種目で、中等部と Under-15、高等部と Under-18、大学部と Under-24 のそれぞれで、最高得点の組を最優秀賞に表彰する。いずれかの出場部門（学校部門・道場部門）に出場組がない場合は表彰しない。
なお、対象組の得点が同点となった場合は、下記の要領で最優秀賞を決定する。
 - (1) 規定秒数により近い組を上位とする。なお、規定秒数との差を比較し 1.00 秒以内は同位とする。
 - (2) (1) 項をもっても同位の場合は、主審判員 3 名の合計得点の高い組を上位とする。
 - (3) (2) 項をもっても同位の場合は、体技審判員 3 名の合計得点の高い組を上位とする。

以上の規定に定めのないことが生じた場合は、主審判長の判断に委ねるものとする。

令和 7 年 6 月改定

会場図

